

図ればルールが曖昧に 融通が利かなくなる



菅野 龍太郎氏

法律事務所Z パートナー弁護士

栃木県出身 1988年生まれ。 2012年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。 2014年慶應義塾大学法科大学院修了。同年司法試験合格、最高裁判所司法研修所入所。アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所後、パークレイズ証券株式会社出向、アマゾンジャパン合同会社入社を経て、都内の企業法務を専門に扱う法律事務所に参画、2022年、法律事務所Zを設立。多数のクロスボーダーを含むM&A、訴訟・紛争解決、エンターテインメント法務、金融法務、一般企業法務等に従事しており、涉外案件に強みを持つ。また、アマゾンジャパンでの経験から、会社法のみならず決済関係法務にも精通し、新たな決済手段の導入や法令順守体制の構築も手掛ける。

山で遊びテレビゲームに夢中だった少年時代

希望するゲームクリエイターの才能はないと自覚し

両極端にある弁護士への道を決意

4大法律事務所のひとつに入所後転職して独立を果たす

弁護士はバリエーションのある楽しい仕事だ

リレー 対 談

法律は具体的な解決を 基準を明確にすれば

本来自由な社会で権利がぶつかり合い
法律に縛られて不幸になるのは本末転倒だと
「適法か違法か」より何がいちばんの解決策かを模索するのが大事
弁護士業界で生きていける秘訣は専門性を高めていくこと
相談者に寄り添い関わってくれた人を幸せにしたい・・・



田中 隼人氏

作・編曲家 音楽プロデューサー

東京都出身 1979年生。20代前半から作編曲家として数々のアーティストとのコラボレーションを果たす。映画「LIMIT OF LOVE 海猿」の主題歌となった伊藤由奈「Precious」の作曲や、FUNKY MONKEY BABYS 初のNHK紅白歌合戦出場曲となった「ヒーロー」の作曲、プロデュースなどで音楽家としての地位を確立。編曲・サウンドプロデュースを手掛けた、映画「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」の主題歌であるDAOKO × 米津玄師「打上花火」のMVは再生回数が5.9億回を突破。フジテレビ系月9ドラマ「ナイト・ドクター」では総合的な音楽プロデュースを務め、yama・Tani Yuuki・eill・琴音など新進気鋭の若手アーティストを劇中の楽曲内で起用し話題になる。CM、劇伴を含めたあらゆるシーンで音楽を作り続ける傍ら、テレビ・ラジオ・雑誌等でも活躍中。

弁護士の仕事は AIでどう変わる?

田中 今日は、弁護士の菅野龍太郎さんを指名させていただきました。どうぞ宜しくお願ひします。

菅野 こちらこそ宜しくお願ひします。

田中 菅野先生とお会いしたのは、僕が弁護士の先生を探していた時に友人から、同じフロアに弁護士事務所があるよ、と紹介してもらったのがきっかけです。僕の個人的な音楽事業の、法律のちょっとした揉め事があつて、その問題を解決していただいたのが最初です。

菅野 2024年でしたよね。去年の夏前頃にご連絡をいただき、今年にかけて解決したという様な感じですね。

田中 その後も、僕がファウンダーと取締役で入っているベンチャーやあるのですが、その会社の顧問といふか、契約している弁護士さんになつていただいて。そこからずっと関係性が続いている。

菅野 ミュージシャンの方に初めて



菅野 龍太郎氏

お付き合いを続ける弁護士の先生といふのは、仕事だけではなくて、例えればプライベートでお食事に行ったり、お酒を飲む様な場に行つた時も、ざつくばらんに話せる方にお願いしたいと思つて、そこで、すごく話せる人が多いでしょう。でも田中さんは「クラスの人気者」タイプの様な感じで、どこに行つても何をやつても成功するタイプだなという印象で、逆に衝撃的でしたね。

田中 えつゝ、ありがとうございます(笑)

菅野 お話ししていても頭の回転がすごく早くて、全方位的に能力が高い人だな、という印象を受けました。

田中 僕は、他の先生の様な、いわゆる「ザ・弁護士」っぽくない人とお仕事をさせていただいた方がやりやすいですし、楽しいです。ずっとだけますか?

菅野 いろいろな権利との関係で、いちばん議論が進んでいるのは著作権でしょうか。例えば、人の顔肖像権として採り入れて生成した場合はどうか、声はどうか等々あります。どちらはまだあまり話が進んでいない状況だと思います。一方で著作権に関しては、文化庁等も委員会を設置して見解を出したりしています。「著作権法」という法律が既存であるので、それと著作権を絡めた議論は進んでいます。生成AIを作る時には、「生成AIを作る」という学習をさせる段階と、それをユーティリティを作ることと、それをユーザーが使って新しい画像や、「何かアートピットを作る」という段階のふたつがあつて、夫々において著作権侵害というのが、どういう場合に認められるのか、という様な議論はかなり進んでいます。

田中 でもAIの技術のスピードもかなりですよね。

菅野 そうですね、問題はAIの技術がものすごいスピードで発達しているので、その時その時の技術レベルでという話しかできません。ですから、その見解というのも、AIの技術が進歩するとまた前提が変わつ

田中隼人氏 × 菅野龍太郎氏

て、考え方の様なこともあります。領域かな、とは思っています。

田中 そろそろ法整備はされそうですか？

菅野 明確に法整備というのはちょっと難しいかな、と思っています。どんどん変わってその段階で何かを決めてしまうと、それをまた変えるのが大変になるので、具体的な中身があつてAI法みたいなものを作るのは現段階では難しいと思いま

す。ただ、今年、一応AI法みたいなを作りましょうという動きがあり、国会に提出はされました。しかし内容的には、国の考え方や方針を示すもので、具体的ではないですね。生成AIでは元の曲を知らないけれど、裁判を1回起こして誰かが判断しないと、その判断基準はできないのですか？

菅野 それはある程度、現在の著作権法と近い考え方で結果が予想できます。普通の著作権侵害を判断する時に類似性と依拠性というのがあります。簡単に言うと、似ているかどうかかというのと、存在するモノを見て作ったよねという、このふたつがポイントです。基本的には裁判所の判

田中 具体例を挙げてというのではなく、包括的な話しか進んでいないのですね。

菅野 そうですね。

田中 例えば、作曲という事でいうと、自分が作った曲が既存の曲に似ていると訴えられる裁判が、過去にもある判例を元に、何小節以上似ていたら駄目だと。その場合AIが生成したものが世に出た時、それに似ている曲とかまたは絵を持っている

断としても、似てる似てないという

断はありません。では「依拠した？」という方が問題になります。生成AIでは元の曲を知らないでも作れてしまうことがあります。それについて実はある程度の見解が出ています。元の生成AIが問題になつていて音楽を学習元として取り込んでいるか否かで変わつてきます。取り込んでいない場合は、まあ仕方ないよね、と。でも取り込んでいた場合はちょっと議論が複雑で、AI自体が取り込んだモノと似た曲が作られない様な仕組みになつてゐるかどうかで

左右する気がしますね。

田中 弁護士の戦略と手腕がかなり

左右する気がしますね。

菅野 そういう訴訟というのは世の中に結構あります。

田中 ちゃんとAIに取つて代わられない仕事をされていますね（笑）

菅野 今のところ、弁護士の仕事も代替されるものはありますよ。例えばM&Aだと、資料を大量に読み込んでその情報をまとめる作業がありますが、A.Iだとすぐにできてしまうのです」と言われていました。でもその措置が取られていないと、「著作権侵害

菅野 今のこと、弁護士の仕事も代替されるものはありますよ。例えばM&Aだと、資料を大量に読み込んでその情報をまとめる作業がありますが、A.Iだとすぐにできてしまうのです。だからそのサービス 자체が、きちんと著作権侵害への配慮をしたものなのかな?うかで、ユーモア

の運命が決まってしまいます。

田中 それはとても専門的な話で、要は、アルゴリズムとかAIの内部のシステムの話で複雑だし、裁判官の人は多分判らないでしよう。



田中 隼人氏

田中 隼人氏

9 ●月刊公論 2026.1

読み込ませてポンと出せばいい。逆に残っていくのは離婚とかですね。寄り添わないといけない系は、絶対に残ります。

田中 弁護士の手腕が問われるようなケースの方が残りますよね。企業法務等の方が、離婚裁判よりマネタイズがしやすいです。

菅野 そうですね。お金を持つ人がお金を持っていますからね。

田中 そういうものをA.I.に代替していくと、弁護士さんの数が少なくても良さそうですよね。

菅野 特に大手の法律事務所は料金体系がタイムチャージで、「力押し」で稼ぐ様なことが結構あつて、A.U.Tに対する成果と結びついていないことが多いので、そうするとビジネスモデルを変えないと、ということになりますよね。

田中 契約書の内容が法的にOKかどうかは、A.I.でもできるでしょ。

菅野 いやあ、これが難しくてね、

A.I.に任せると指摘がとても細かくなつて、担当者がサッと流して確認していたものが1個ずつ判断をしないといけないので逆に面倒だということがあります。

田中 菅野先生の得意分野を教えてください。

A.I.ソフトの規約が著作の権利を決める

田中 最近、僕も日々曲を作るたびに著作権の契約書を毎回書きますし、音楽を作るたびそれ以外の権利に対する契約書も発生するので、契

菅野 M&Aとか、あとはYouTubeとかエンタメ系のお客さんが多いですね。それ以外には男女問題とかも多少はやっています。

田中 幅広いですね。

菅野 元々企業法務の弁護士でした

が、独立するとうしても男女関係とか、黙つても友人とかが相談に来るのやるようになつて(笑)

田中 確かに。菅野先生の良い所は

意外とコミュニケーション能力が高いので、何でも話しやすいところですね。

でも、今まで知り合つた弁護士の方は意外とコミュニケーション能力が高くない方も結構いらっしゃいますよ。

菅野 売り方?

田中 売り方も多いから、いろいろ相談できるのはいいですね。かなり幅広く様々な経験をされたのですか?

菅野 弁護士としても幅広いキャリアで、最初は「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」という、いわゆる4大法律事務所のひとつに入つて、その後転職して、Amazonの日本現地法人の法務部で1年半サラリーマンをして独立したという経

緯です。高校生の時にイギリスに留学をして、ボーディングスクールを卒業して戻ってきました。出身も田舎ですし、そういう意味ではちょっと幅広めに見られているかもしれませんね。

田中 ご出身はどちらですか?

菅野 栃木の那須の方です。

田中 いい所ですねえ。小さい頃はどんな少年でしたか? 結構論破していくような……。

菅野 もう、ガチガチに論破して……(笑)

田中 嫌な子どもですねえ(笑)

菅野 今もあまり変わつていらないので、妻からも「これ以上理詰めにしたら、出て行く!」と言われています(笑) ただ、田舎で家が山の中というのもあって、子どもの頃は山で遊んだり、一方ではエンタメとか、テレビやテレビゲームが好きで、そういうものにもかなり触れて育ちましたね。

田中 飛び回つて遊ぶのも好き、討論をするのも好き。本当に幅広いでですね。

菅野 運動だけはあまり真面目にやりませんでしたが、その他は活発に

田中隼人氏 × 菅野龍太郎氏

…。

田中 小学生の時はゲームが好きで、それこそゲームクリエイターになりましたが、一方で、自分はあまりクリエイターとしての才能がないな、と薄々感じていましたね。どちらかというと消費者なので、途中で自分の能力に直面して（笑）

じやあ、変えるか、と弁護士を志すようになりました。

田中 クリエイターから、変えて弁護士ですか？

菅野 両極端でしょ、自分の特性の正反対をやりたいと思っていた時期があつたので。でも、このまま消費者としてこれに関わるだけでも楽しいと思いましたし、今、これが巡り巡つて全く逆の能力で関わっているのは、結論的には良かつたと思います。

田中 高校卒業された頃から弁護士を目指したのですか？

菅野 父親と両方の祖父母が個人事業主で、サラリーマンになるイメージが湧かなかつたのもあるかもしれません。

田中 僕が今日、特にお聞きしたいのはA.I.の生成物に対する権利の話です。僕らクリエイターは、権利ビ

ジネスなので、自分達が作ったものは死活問題なのです。例えば音楽のA.I.が単独で作った生成物の著作権は、基本的にどこに帰属していると考えるのが一般的ですか？

菅野 実はですね、そもそも生成されたモノに著作権が発生するのかしないのか、というところから考えないといけないのです。こんな機械に「こんな感じ」と1行打つて出てきたモノは、著作物ではないよね、と。すると、どれくらいその人が手間をかけたか、というところから総合的に判断されて、まず権利が、著作権があるかないか、発生するか発生しないかというところが決まるのです。

田中 あく、なるほどね。

菅野 発生するとなると一般的には成立で、プロンプトを打ち込んだ人や手直しした人に生じるということになります。が、A.I.サービスの利用規約で「これで作ったモノは、全てサービス提供側のものになります

す」とか「著作権は共有になります」とか書いてあると、それに従うことになるので、サービスの規約等を見ながらですね。

田中 利用規約は意外と有効ですか？

菅野 完全に有効ですね。全然意外ではないですよ（笑）誰も読まないと思いませんが、仕事に関わる死活問題の人はきちんと読んだ方がいいと思います。特に権利周りは。

田中 A.I.が作ったモノ、例えば写真等に人の手を大分加えてA.I.が作った感じではない様なモノ、に関してですが、そのA.I.を使つたらその著作権はベンダーに帰属するという利用規約があつた場合、その著作物を使って二次的に創作物を作成した場合はどうなりますか？

菅野 それも規約によりますが、二

次的に使つていいという決まりがあれば二次的に作れます、二次的に

作ったモノもベンダーに帰属するという内容なら、それもベンダーに帰属する、これは契約の「決め」で決まることが多いものですね。

田中 今は多くのA.I.のサービスがあつて、画像や音楽だけではなく文

章を生成するA.I.も沢山あります

が、多分誰も利用規約を読んでいないかも、ちゃんと読んだ方がいいですね（笑）

菅野 その方がいいですね。ほとんどの場合、自分で使う目的で提供されているので大丈夫だと思いますが、念の為確認するのは必要だと思います。

田中 本当に象無象のA.I.サービスが沢山あってどこの会社なのかもよく分からぬ、ベンダーのSaaSのサービス自体も中国企業なのかアメリカ企業なのか、それともその日本法人が運営しているのか等、結構バラバラですよ。中国の会社とか無茶苦茶な利用規約の会社もありますよね。

田中 本当に象無象のA.I.サービスが沢山あってどこの会社なのかもよく分からぬ、ベンダーのSaaSのサービス自体も中国企業なのかアメリカ企業なのか、それともその日本法人が運営しているのか等、結構バラバラですよ。中国の会社とか無茶苦茶な利用規約の会社もありますよね。

菅野 多分あると思います。例えば、

ビジネスモデルによつてはその曲を流通させる出版は、中国ではうちで

は持ちます、とか書いてある可能性もありますね。日本ではどうぞ、でも中国ではこっちがやりますというコンセプトのサービスがあつてもおかしくない。

田中 確かに。それを知らずに日本でリリースして、後からいきなり裁

判を起こされる可能性がゼロではないということですね。

菅野 そこはきちんと確認した方がいいですよ。

田中 その会社内でも何か企画書とか、気軽にいろいろAIのツールを使っていると思うので、それがそのまま「キヤッチコピー」的に外に出る場合もあるでしょう。皆、権利の意識を持つてちゃんといろいろ確認した方がいいですね。

菅野 そうですね、基本的には会社が導入しているソフトしか使つてはいけない、個人が勝手に入れたAI等は使わないというのが、ガバナンスの基本的なところだと思います。

田中 会社としてAIをちゃんと採り入れて「うちの会社はこのAIを使いましょう」という会社は、相当リテラシーが高いですよね。そんな会社はまだあまりないと思います。個人レベルで詳しい人が勝手にいろいろ使っているのが現状かなと思うので、危ないです。

菅野 ホント、危ないと思います。田中 そうするとAIっぽい生成物を見つけて、それを突っ込んで訴えたりする人も出てきそうですね？

(笑)

菅野 ありますよ。新時代の著作権ゴロではないですが。

田中 「著作権ゴロ」みたいな人が出でてもおかしくないですよね。さんが活躍する場があるということですね。

菅野 多分、解決策は先程申し上げた通りで「会社が使つたものしか使つてはいけない」のですが、危険性を周知しないと皆守ってくれないので、「こういう危険性があります」というセミナーや社内の研修会をやるというのはいいと思います。

田中 菅野先生とベンチャーエンターテイメントの設立するというニュースがありましたが、何をするのか教えていただけますか？

菅野 著作権もそうですが、AIで、生成AIのコンソーシアムみたいなものを設立するというニュースがありました。

Iを作ったクリエイティブというのがだんだん増えていく中で、法律の整備がなかなか追い付いていません。そこで一定の業者さんが集まつて「業界のスタンダード」というのを作つていくことによって、健全に発展できたらいいな、という想いがあります。それをきちんとすることによって、クリエイター側も「権利侵害をしていない」と安心するし、もしかしたら自分のクリエイティブが使われているかも、と学習に使われるようなクリエイターさん達も「あそこがこういうルールでやつているなら大丈夫だろう」と安心してもらえるカタチがいいという風には思っています。場合によつてはきちんとした「クリエイションなクリエイティブ」で「この作品が素晴らしい」と発信していくからこそ、これが定義として一緒に様な気がします。例えばこの曲をこのAIに食べさせてみたから、これに似た曲が出てきたら権利侵害していると……。

田中 でもAIがやっていることも同じで、学習は、例えば音大に行つて過去の音楽を学習すると、AIにそれを学習させる、その違いが定義として一緒の様な気がします。例えは、A-Iにデータとして食べさせた曲をこのAIに食べさせてみたから、これに似た曲が出てきたら権利侵害していると……。

菅野 これ、実はふたつ段階があります。先程の勉強させる段階というのは、AIにデータとして食べさせるには、基本的にいいよ、と。AIに食べさせるのも、他人のものを勝手に使つてはいるのと同じですよね。でもまあこれは一応、著作権法上OKになつてます。

田中 それはOKなのですね。

菅野 ええ、ことさらビートルズ風の曲を作りたいのでビートルズ風ばかり食べさせる……のは駄目ですが。基本的に様々な大きな所から一

ズの曲を聴いたことがあるし、過去の作品をいろいろ勉強したり真似したりして、そういうものが基礎になつて、自分が作曲する音楽が出てきている筈です。でも、ビートルズの権利を侵害していないでしょうね。

菅野 はい、そうですね。

田中 でもAIがやっていることも同じで、学習は、例えは音大に行つて過去の音楽を学習すると、AIにそれを学習させる、その違いが定義として一緒の様な気がします。例

一般的に選んでくる分にはOKです。で、「それがビートルズ風の曲を作った時にどうなの?」という話ですよ。作った段階でどうか、という話で、これは生成AIがやろうが、田中さんが独自にビートルズ風の曲を作ろうが、似ていたら駄目という話で、実はあまり変わらないのです。

田中 著作権的にいわゆる「パクリ」と言われるものを法律的に、これは模倣で駄目ですよと裁判所に認められるハードルは結構高いと思います。小林亜星さんの裁判でもそうでした。同じメロディーが4小節続いたらどうしよう(笑)だから裏では結構あります。「うつかり似てしまつた」曲も含めて、玉虫色の解決をして和解をするのが一般的で、それは結構あります。それが大企業対大企業だから成り立つている話で、AIが作ったものというのは、個人やインディペンデントなレベルの場合が多いので、そういうのを払つたりすることは、判例と何%を払つたりすることは、判例とということで、ありますよね(笑)

菅野 あはははは、確かにそうですね。YOUTuberさんや事務所、個人のケースも手掛けますが、普通事務所が間に入つて済ませる様な揉め事がいっぱいありました。今はもう何か力の論理で戦つて終わる部分も、水面下ではあって、玉虫色の解決をしていることはまあ沢山

あります。ですが、それをAIが作ったとどうなると、そういう解決ができなくなつて、揉め事が増えそうだなと思っています。

菅野 なるほどね。

と思いますよ。

田中 今まで芸能界も大きな事務所がきちんとあって、事務所同士やテレビ局とで解決できただけれど、大きい事務所がどんどん崩壊して、個人で独立していくことが増えました。スキヤンダルが増えて、昔は「まあまあ」でできたことができなくなつて、全部が世の中に出てきてしまう。正しいか正しくないかはどちらでもいいですが、そういう移り変わりが実際にあって、音楽業界もAIの出現でどんどん変わつていて、弁護士の先生の出番が増えていく気がしますね。

菅野 他の業界も同様ですが、新しい問題がどんどん増えて、今後専門性を高めていくことが弁護士業界でも生きていける秘訣なのかな、とは思いますね。

が聴くと生成AIで作った音楽の音質だと判りますが、iPhoneやイヤホンで聴いている普通の人には多分判らないと思います。そこに今、ソニーとユニバーサルが「著作権侵害だ」と訴えを起こして、スニーはまた1000億ぐらい調達したのかな? それはお金を払う為だと……(笑) 場合は「大手のレベルに永続的に著作権使用料を年間何億ドルと払うから、やらせてね」という感じで、それもひとつ解決方法といふか、日本はこの動きで成り立つてくのかな、と思っています。そうすると既存の著作権を持つているクリエイター皆がAIの発展と共にマネタイズできる様な仕組みになると思つてます。それが、いちばん分かり易いでしょうね。

菅野 それを日本でやると、やはりJASRACみたいな所が動くというのが、いちばん分かり易いでしょ。

田中 JASRACも、若手の人達が少しずつ仕組みを変えようと、Aのルール作りもしょんとしているので、JASRACが動けば法的なものも少しは変わつたりするでしょうか?

Aーとともに 生きる未来

田中 今気になつてるのはトップランナーで、どんな曲でも高く作れる歐米の音楽生成のAIとして「スノー」という大きいAIがあります。僕ら

菅野 その法的なものも含め、多分ルールづくりが業界でされていくだろうと思います。先程の欧米の解決方法だと、今後の業界の発展という観点からはちょっと問題がありそうかな、と思いますね。ある種中立的

というか、公共的な役割を果たせる所がそういう権利処理をしてあげるのが、いちばん分かり易いシステムかなと思います。

田中 このAIの時代を、弁護士さんの立場から見てどういう風に考えておられますか？

菅野 AIを我々が使うという観点もありますし、新しい問題が出てくるというのもあります、いずれにしろこれに適応するなり理解を深めないと生き残つていけないでしようね。新しい「案件」としては権利周りがいちばん大きいのかなと思います。だいたい、AIの出現で社会の構造は変わりますが、それが火種になるのは今のところデータを生成する等の話に限定されています。これが例えば、自動運転や工事現場口ボット、介護ロボットとかになるとその分野によって「AI×介護」とか「AI×工事」の様に業界との掛

け算で出てくる問題があると思います。

田中 社会的にそうなりますよね。

現状、AIはコスト削減のツールとして捉えられていますが、実はそこだけではなく新たな価値を創造す

るツールだというが浸透していくと、使える分野が変わってきます。皆がAIに対するリテラシーをちょっととづ高めていくということが確かに大事ですよね。

菅野 これが一歩進んでモビリティなど建設等の全く関係ない分野の専門弁護士がAIについて考えないといけないタイミングがどこかで来るように思いますね。

田中 AIが仕事をどんどんできるようになつて、要らなくなる人間が多くなるというマイナスの部分がありますが、それをプラスの方にA

Iがどうこの世の中の役に立ついいのか、社会に対する考え方も変えていかないと……。AIの発展を前

提に自分が何をするか、マインドセットの変化は大事ですね。

菅野 やはり切り替えない人も多くて……。弁護士業界でもいまだにFXでやりとりして（笑）年配の弁

護士の先生の中には自分でパソコンを打てないから口頭で文章を話して、誰かがそれを打つというやり方をしている人達もいますが、だんだんAIでも同じ様な事が起こっているのかな。

田中 時代の流れですよね。

菅野 法律一般のことですが、その案件に対しての具体的妥当性という具体的な解決を図ろうと思うとルールが曖昧になつて、基準を明確にしようと思うと融通が利かなくなります。

田中 それでは永遠に解決しない問題ですね。中国は圧倒的にAIが進んでいますが、これは著作権の意識が低く、やりたい放題できたからです。日本は著作権等の権利意識が高まるなるというマイナスの部分がありますが、それをプラスの方にA

Iがどうこの世の中の役に立ついいのか、社会に対する考え方も変えていかないと……。AIの発展を前に

提に自分が何をするか、マインドセットの変化は大事ですね。

菅野 ところで今、作曲にどれくらいAIを使っていますか？

田中 アイデア出しということに関

して言うと、「こういうアーティストのこういう曲を作りたい」と、ほぼ100%、1回AIに訊きます。

何となく歌詞も入れて10曲ぐらいは生成します。アイデアを得たいというか……。

菅野 そこからピックアップして？

田中 というか、自分のインスピレーションを膨らませる為のとつかり、アイデアの源泉として結構使っています。

菅野 お客様の中に「こういう事が起きた時に引っかかりそうな法律は何ですか？」と1回AIに訊いてから持つてくる方も増えていますよ。

田中 普段全然使っていない法律とか気にしていない法律をAIに訊くとね、「ありますよー」みたいな、ね（笑）ところで菅野さんは弁護士さんとして、今後、将来、どういう風にやつていきたいとか、野望みた

いなものはありますか？

菅野 「野望」ですか？

田中 夢でも野望でもいいですが

菅野 ……笑
菅野 そうですね、うちの事務所に関わつてくれた人を幸せにしたいと



対談を終えて

いうのが、いちばんです。働いているスタッフや弁護士もそうですし、依頼して下さる皆さんも。一定の信頼と深刻な問題を抱えて来られる方が多いですし、また「新しい事をやりたい」という人もみんながどうすればハッピーになれるかを考え日々対応していきたい、と思つてい

田中 すごいヒューマニズムですね。
菅野 正直、弁護士という資格はあります。が、やはりサービス業ですか、何の為にやっているのかというと、本来社会は自由なのに、皆のいろいろな権利等がぶつかり合ってしまってからルールを設けましょう、というところだと思います。法律に縛られてやりたい事ができなくて不幸になるというのを忘れないように思っています。

菅野 僕は楽しいですよ。ただ、弁護士というのは皆さんが思っているよりバリエーションがある仕事なのです。様々な弁護士がいて、離婚ばかりやっている人もいれば、企業の契約書ばかり書いている人もいます。以前の事務所では、弁護士が500～600人いたと思いますが、裁判所に行つたことがある弁護士はその内、多分100人ぐらいでしょ。残りの人は行つたこともないし、外部へ商談に行くことも少なく電話等で済ませて、ということになります。

菅野 もう一つあります。ファイナンス系の弁護士とかはそういう感じだったりします。僕と同じようにこういった様々な事を新しい人達と直接会つてやる人もいますし、ただひたすら

ますね。だから、単純に適法か違法かで「適法にやつていきましょう」というのが大事かと思つています。

田中 一般的人はなかなか弁護士さんに接する機会がないので、弁護士さんに対する硬いイメージというのを寄り添つて、「幸せにしたい」というメッセージは、非常にいいと思いますし相談しやすいですね。大きな声でアピールしていただきたいですか？

菅野 あははははは。そんなことないでしょ。嘘でしょ？普通の人からするとすごく夢があつていいなあ、みたいな感じがしますよ。

田中 作つても作つても、まだ作らなきやいけない、締め切りがありますが、ただやはりクリエイティブなことはあまりないので。どちらかといふと戦つているわけです……。

菅野 僕の仕事には区切りはありますが、ただやはりクリエイティブなことはあまりないので。どちらかといふと、来た球を打ち返す系が多いですね、弁護士というのは。そうすると、「産みの苦しみ」みたいなのとは全く違うかなと思います。

田中 これからも多くの人をハッピーロードへと導いてあげて下さい。今日はありがとうございました。

菅野 こちらこそありがとうございました。

パソコンの前で何かやる、モニター4台並べて、という人もいるので、夫々全く違いますが、僕がやってるこの弁護士としての働き方はすごく楽しいです。

田中 いいですねえ。仕事が楽しい、やはり素晴らしいですね。僕、楽しくないです（笑）

菅野 あははははは。そんなことないでしょ。嘘でしょ？普通の人からするとすごく夢があつていいなあ、みたいな感じがしますよ。

田中 作つても作つても、まだ作らなきやいけない、締め切りがありますが、ただやはりクリエイティブなことはあまりないので。どちらかといふと戦つているわけです……。

菅野 僕の仕事には区切りはありますが、ただやはりクリエイティブなことはあまりないので。どちらかといふと、来た球を打ち返す系が多いですね、弁護士というのは。そうすると、「産みの苦しみ」みたいなのとは全く違うかなと思います。

田中 これからも多くの人をハッピーロードへと導いてあげて下さい。今日はありがとうございました。

菅野 こちらこそありがとうございました。